

第十九回 参議院内閣委員会會議録第五十二号

(八七〇)

昭和二十九年六月十日(木曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君

井野 碩哉君
廣瀬 久忠君
堀本 謙三君

野本 品吉君
堀田十一郎君

政府委員
内閣官房副長官 江口見登留君
総理府事務官(内閣総務大臣官房審議室統轄参事官) 田上 辰雄君

行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局管理部長 岡部 史郎君

事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件
○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(長島銀藏君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法

律案について質疑のあるかたは御発言願います。

○竹下豊次君 大蔵省関係の保税倉庫等の派出職員と手数料の徴収との関係

について、前にお尋ねいたしましたのでありますが、その御答弁がはつきりしない

点がありましたので、更に重ねて御説明をお願いしたいと思ひます。それ

からそれと一緒に、定員法で現在の関係の人員が定めてありますものを、今度

政令に委ねたいという法案になつてゐるのであります。で、その問題についてこの前質問いたしておきま

した、併せてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申上げます。只今お尋ねがございました通り、大蔵省に所屬いたします保税特

派職員につきましては、従来法律でその人数をきめておりましたが、このた

びの改正案におきましては、その人数はこれを政令で定めることにいたし

て、これらの保税倉庫等を設けます場合には、関税法及び税関関係手数料

令、こういう政令でございしますが、こ

れの規定によりまして、派出を要する税関官吏一人につき、期間一ヵ月まで

ごとに一万一千円の手数料を徴収することとなつておつたのであります。が、こ

の手数料算定基準は、その運用上好ましくない結果をもたらす虞れもあり、且つ、不合理な点もございする

ので、このたびの国会におきまして、これを改められた次第でございします。

で、このたび改正いたしました関税法の規定によりまして、手数料の額は、保税倉庫等の種類別、坪数、許可

期間、それから税関事務の種類等を基準といたしまして、政令で定めること

となつておりまして、従来のように形式的、且つ一律に定められるものと異なりまして、客観的基準によりまして

公正妥當な額を定められることとなり、その運用に關し遺憾なきを期し得

ましたので、同法の他の改正規定と共に、その運用に關し遺憾なきを期し得

ます。税関特派職員の定員は、保税倉庫等の設置の許可又はその許可の消滅に

よりまして、その所要定員が常時増減するものでございしますから、これを直

接法律の規定で規制いたしますことは、頻繁な法律改正を予定すればとも

かくとして、實際上不都合が多いのでございまして、貿易振興の急務が痛切

に感ぜられる現状に副わない事態を招くことも考えられる次第でござい

ますので、このたびの定員法の改正によりまして、これを政令で定める定員とい

は、貿易振興に關する他の制度と共に、保税制度の円滑な運用を圖ろうとするものでございしますが、こ

れは、さればと申しまして、決して無制限に定員をきめる途を開いたものでは

ございしません。行政各部における各職員の場合との権衡を十分考慮して

決定されるわけでございしますし、又算的にも厳格な規制を受けるわけでござ

いますから、その規定の運用が厳格を欠く虞れはないものと思ひます。で、この改正案につきまして、御了承頂きたいと存じます。

○竹下豊次君 了承いたしました。次に、この昭和二十九年二月二十日付で

各都道府県知事宛に自治庁の次長から、地方公務員の人員整理について通

牒が出ております。これにつきましては、もう年度も変わりまして、相当に期

間もたちましたので、地方からそれぞれ報告があつてのことだと思ひますが、大体どういふことになつておりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(堀田十一郎君) これは御承知であります。地方の行政整理は、国の行政整理を行政管理局が指示をいたしますというふうな場合には

参りませんので、一応国の基準に従つてやつてもらひたい、それに基いて財

政計画は、従つてそういう整理が行われるという前提で計画をいたしてあり

ますけれども、そのあとの、現実に行われるかどうかということは、これと

は全然別になつて来るということもあり得るわけであります。別になつて来るという

ことは、この通り行われぬという場合もあるかと思ひますが、それはただ整理が何

も行われぬという場合も同時に、これ以上の整理が行われてゐるという場合もあり得る

わけでありまして、大体国としては一般標準を示して、これに則つてやるよ

うにということをお願いし、且つ希望するだけのものではあります。従つて新聞

なども御覧であると思ひますので、非常によくこの行政整理をおやりになつて

ゐる。又京都府市においても、つ最近の調査の結果では、そういう空

気が非常に強く出ておるようでありまして、まだ各府県若しくは市町村にお

いて現実に行われた結果についての報告というよりなものはまだ参つておる段階ではないのであります。さう御

了承頂きたいと存じます。

○竹下豊次君 政府としても、地方庁

のほうでどういふふうによつておるか

ということは、やはり御承知になつて

おく必要もあるだろうと思つておりま

すが、これはいつ頃までに大方その事

情が全国的にわかつてるか。そんな御

すけれども、恐らく今の段階では、まだ調べを出しても、回答を得られない時期にはなつておられないのじやないかと考えております。

○竹下豊次君 もう一つお尋ねします。似寄つたこととありますが、二月二十三日に都道府県知事と、都道府県の教育委員会宛に、文部省の事務次官と自治庁の次長との連名で、地方公務員の人員整理に関する閣議決定に伴う小中学校教職員の取扱についてという通牒が行つております。これもやはり同様、まだあなたの方ではおわかりになつておりませんか。

○国務大臣(塚田十一郎君) さようでございます。殊にこの場合は調査いたしましたにいたして、文部省が主になつてやられることになつておりますので、私のほうとしては、まだ結果を承知いたしておりません。ただこのほうには現在あるものを整理するといふことよりも、学童の増加によつて伸びる人員を抑制するということに重点が置かれておりますので、多少一般の地方職員とは様子が違つて、こう考えております。

○竹下豊次君 私の質問はこれで終了します。

○井野碩哉君 この法律の附則を見ますと、「この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。」、こう書いてございしますが、現在の状態でこれをそのまま公布するわけには行かぬと思ひますが、これは恐らく修正しなければならぬと思ひますが、これを仮に公布の日から施行するというにいたしましたと、附則の九項と十項の關係でございませぬ、これはどういふふうになるのでございませうか。「各行政機関の

職員の数、昭和三十年七月一日において、新法第二条第一項の定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、整理されるものとし」とありますが、これを今多少変更を加えないと無理がでると思ふんですが、その点は如何でございませうか。

○国務大臣(塚田十一郎君) お尋ねの点は御尤もなお尋ねだと思つておるわけでありまして。この法律は、案を作りまして四月一日から施行できるといふ考え方でござつたのが、いろいろな事情で以て今日まで延びておりますのでありまして、殊に整理をしてしまふ最終の日を六月三十日まで切つておきますと、仮にこの法案が当委員会及び参議院におきまして、最大限に我々の希望するように早く上げて頂きますと、十四日以前に公布施行するといふことはむづかしいのじやないかとまあ考へておるわけでありまして、従つてそういたしますと、あともう整理に充てられる時間というものの、日数というものは僅か半月ちよつとでありますので、省によつては非常に困難が起る省が出て来るのじやないかと考へております。私のお預りしてあります郵政省などは、殊に非常に困難が出て来るように考へておりますので、何かの非整理期間というものを延ばさなくてはならぬのではなからうかといふことを考へておるわけでありまして、ただ予算に若干引かかが出て来る問題でありますので、只今実は大蔵省とも事務的な折衝を重ねて、政府の考え方を今まとめておる段階でございまして、もう間もなく或いは話合ひがついて返つて来るかと存じます。

○井野碩哉君 次の十項の問題も同じであります。待命の問題でございませぬ。これも期間的にやはり無理が来ると思ふんですが、この点もやはり修正しなければならぬと思ふんですが、その点は如何でございませうか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 同じ考え方でございます。

○堀本鎌三君 私今替つたので、前に御説明があつたかも知れないと思ふんですが、この定員法をきめるときに、実は各省とも定員を絞ると、ほかの何というか、請負的な仕事にしたり、それから或いは臨時人夫の形で使つたり、いろいろなことがされておる、そういうものについてお調べがあつたらうと思ふんですが、そういうものが全体各省を通じてどれくらいありますか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。只今堀本委員からのお尋ねは、定員法以外に、各省に非常勤労働者といふものがある、それから非常勤職員といふものがある、定員法のほうを絞るとこのちのほうが増えるのじやないかと、こういうお尋ねのように承つたわけでありまして、この非常勤労働者の人数につきましては、大体これはその数は予算の非常勤労働者給付に計上されておる数で把握するよりはかございませぬが、その数は昨年と今年も大体三万四千、五千のところございまして、このたびの整理によりまして非常勤労働者が減るといふことはございませぬ。又このたびの整理におきまして、この三万四千の非常勤労働者につきましては、その数を整理しようかといふ話もあつたのでありますが、これはその非常勤労働者が従事している職務の実態からその整理数を算出するといふことも困難でありますので、これは専ら予算上の措置に委ねまして、特別な整理は行わない、従つて昨年と同じような状態になつておる、こういうような状態でありまして、特別これが殖えたといふことはございませぬ。ただ非常勤職員につきましては、これはその中に若干年間を通じて雇用されるというふうな常勤的な形態のものもあるやうでございまして、大部分のものは極く季節的に、或いは極く臨時的に使われるものが多からうと思ふのであります。それらは主として事業費から出て来るものであるといふやうなことでありますので、この非常勤職員の定員法を把握することは困難であるが、定員法の定員を絞つたからといひまして、直ちに非常勤職員が殖えるとは考へませんが、全然そのちのほうに逃げて行かないといふことも申せません。併しこの非常勤職員につきましては、大体その法制その他におきましては、いろいろ不備の点がございますので、今後の公務員制度の問題といひまして、非常勤職員につきましても、多からうと思ふのであります。実情はさういふやうなことでございまして、御了承を頂きたいと思ひます。

○堀本鎌三君 大体さういふふうにお考えになつておるのだらうと思ふんですが、事実我々が見たところでは、さう必ずしもあなたの御答弁の通りに行つていない。例えば調査のものなり、調査実施について、統計その他のものを減らしてしまつと、それはもうその職員は、これは職員の身分を保有しないでもやらせられるんだから、さういふものが常時一定の事業費の経費として使われる。それから工事の場合でも、常用人夫になつておるといふものはつきり或る程度わかる。併しそれを請負のほうの工事費につづけてしまふわけからない。予算上人間の費用として出て来ればいけれども、事業費で出て来ると全然わからない。さういふ例はたくさんあるんですよ。さういふものを調べられないと、実際のところは、定員の穴はどこへだつて抜ける。これは役人をしていた僕らは抜け道は幾らも知つておるんですよ。さういふものも考へられないと、実際に適正な人件費の節約になり、適正な配置になつておるかといふ問題は幾つな問題として起きて来る。これは本来から言へば、当然調べる必要があるのじやないか、さういふものを調べるがね。

○政府委員(岡部史郎君) 誠に御説の通りの点が多からうと思ひますので、この非常勤職員及び非常勤労働者の制度につきましても、十分研究調査の对象とする予定でございまして、これは今後十分研究を続けて行きたいと、こう考へております。

○堀本鎌三君 それから、これはまあ誰でも聞いておるだらうと思ふんですが、大臣から特に御答弁を願ひたいと思ひます。一体行政整理といふものは、なか／＼意図しながらも、それを實現することはむづかしいんですが、併し大づかみに考へて、或る程度やばり国の経済なり、何か国民の所得、或いは経済の実態その他から見て、大づかみにどれくらい、何といふか、国家公務員が適当だと、さういふものを

全体の組立て方から予算的に見、或いは過去の経験から見てどう考えておるか、これがまあ何と云いますか、一つの目的になつて、まあ吉田総理は年中行政整理は毎年やるようなことを言つて、何だか大掃除を毎年やるようなつもりでやつてゐるようだが、大づかみの考え方としては、そういう考えもできるでしようけれども、毎年やるというたつて、目標というものがなくちやいけないので、目標なしに大体放つて置けば自然に殖えるから毎年やるんだというふうな考え方では事務にならないし、行政の方針にならないと思ひますが、そういう点において、まあ必ずしも私はその御答弁をもらつたから所期の通りに行くとは考えないんだから、そう拘束を持たなくてもいいと思ひますが、言われたことに拘束力を持たすつもりはありませぬけれども、そういう点についての大臣のお考え方を一つ伺つておきたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) 誠に御尤もなお尋ねを受けておるわけでありますが、実は私も行政管理局長官を拝命して、行政整理を考えて見るようにという指示を受けました当初におきましては、何らかの点から見ても納得の行くような整理をする工夫がないものかということ、いろいろ検討をいたして見たわけでありまして、一つは、私そういう意味におきましては、世界のいろいろの国々と比べて見て、人口一人当たりについてどれくらいかの公務員がおるかというふうなことも、一つの日本の公務員制度自体、国、地方通じての公務員の数の適正な目安をつけるの、一つの参考になるのじやないかと、こう考えたわけでありまして、そういう

意味の調べも幾らかいたして見たわけでありまして、それから又一方、今度国だけについて考えて見まして、戦前の状態がどうであつたかということ、今の状態がどうであるかということとを比べ合せて見るのも一つの考え方である、こういうふうにもあるわけでありまして、で、世界の国々から比べて見ると、例えば公務員の総数と総人口の対比から言へば、アメリカが一人に対して三十二人、イギリスが一人に対して三十六人、日本が一人に対して四十七人という具合で、却つてアメリカのほうがむしろ余計公務員を持つておるといふようなまあ数字も出て来るような状態で、なか／＼これで以て納得の行く目安といふものもつきにくく、こういうような恰好になつたわけである、勿論、ただ一人について人口どれくらいといふことを形式的に考えることも非常に無理があると思ひますので、それから国のいろいろな政策的な、例えば非常に国家事務を余計にするような政策がとられてゐるかといふようなことも考えなければならぬ、といふことも思ひます。それから、日本は過去の現在といふことについて、随分いろいろな観点から調べて見まして、平均して二倍半から三倍ぐらいにまで人間が伸びておるやうに感じられます。それも結局によつて同じ率に伸びておるのではなくて、非常に多い所は四倍近く、まあ農林省なんかはその部類に入るわけでありまして、又非常に少く余り伸びてゐない、又外務省なんかのように時の事情があつて、却つて減つておるといふやうな所もあるわけ、まあそういうふうにい

ろいろと目安をつけて検討いたして見たんでありますが、さて、今度その目安で現実の整理に當つて見ると、容易になか／＼整理といふものができなくて、実際の整理は、いつか本委員会でも繰返して申上げたやうに、結局各仕事の種類によつて整理の難易といふものを考へて、同じ種類の仕事は各省を通じて大体同じぐの整理率といふことで、或る意味においてまあ天引に近い形で基本の最初の整理数を出し、それに各省の、若しくはそれ／＼の仕事の特殊事情を更に加味して、最大限に各省で協力願する数字といふものが、今度の各省別の整理予定人員になつた、こういう関係でございます。

○堀木三三君 大体それは経過はよくわかるのですが、率直に言へば、行政整理のいろいろな方針といふものは立てられるけれども、その大きな枠といふものは一応何といふんですか、考えられるのです、国民の経済力なり、負担から、大体の目安をおいてそこへ到達するにどういふ基準でやるか、能率化も簡素化もそこからスタートして来る。その枠内で初めからともかくも個々の問題の、これは比較的不要じやなかろうか、或いはこれは比較的重要ななかろうかといふものも本當を言へば、私は、だから天引といふことが一番無方針な行政整理方針だと言われるけれども、大きな総枠の目安といふものはむしろそれから出て来るので、その範囲内において重要性を彼此勘案するとか、事務の刷新、能率化を図るとか、いろいろ問題がその中で基準ができて、それによつてその枠に到達するの、にどうしたいかといふ問題のほ

ろいろと目安をつけて検討いたして見たんでありますが、さて、今度その目安で現実の整理に當つて見ると、容易になか／＼整理といふものができなくて、実際の整理は、いつか本委員会でも繰返して申上げたやうに、結局各仕事の種類によつて整理の難易といふものを考へて、同じ種類の仕事は各省を通じて大体同じぐの整理率といふことで、或る意味においてまあ天引に近い形で基本の最初の整理数を出し、それに各省の、若しくはそれ／＼の仕事の特殊事情を更に加味して、最大限に各省で協力願する数字といふものが、今度の各省別の整理予定人員になつた、こういう関係でございます。

がね。ところが今度考えられたのは、そういうとかくそれをやると画一的に一律天引になりがちだと、何も私は各省別の一律でなくて、全体としてはどういふふうな抑えるのだ、こういう問題があつてから基準が出て来るのだ。それにもかかわらず、なか／＼できないと天引になるもんだから、天引の弊害といふものが挙げられる。で、人を納得させられるその総枠といふものが一応きまるべきものだ、こういうふうには私はむしろ逆に考える。だからそれで天引をやらないで、内容審査に入ると、こういうふうな考えなのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはもう考え方としてはまさに御意見の通りだと思つておるわけですが、ただ実際にやつて見た感じが率直に申し上げます、或る目安を置いて、例えば前はこれくらいの数字だつたから、せい／＼伸びてもこれくらいだ、今平均二倍半から三倍に定員が伸びておる、仮にそれでは一倍半ぐらゐまでは認められるという結論が出ました場合に、その一倍半という数字にどういふ割合に寄せて来るかといふことになりまして、現実の問題になりますと、やはり現在の

仕事をやつておるやり方自体を根本的に変えて行くといふことでない、やはりそこまで行けない。一番大きく伸びております農林の部分を見てみますと、農林でどの人間が非常に多いかといふことを検討しますと、やはり食糧と統計調査事務所に、約八万近い農林省全体のうち四万がそこにおられるわけ、文部省が非常に伸びております。これは学制改革による学校に非常にたくさんいる。厚生省が非常に又伸びておる、これが病院、療養所におられます。それで厚生省の場合は、病院や療養所の場合は、場合によれば公社みたいな考え方すれば、現在予算の面でも収支大体／＼に近いくらいで……、殊に病院などやつておりますからして、定員から外してしまふといふ考え方もできないこともない。併し現在のやうにあらして仕事をやつておるとすると、人間を減らすといふことは、徒らにこの仕事の能率が上らず、国民の立場からはサービスの面で低下するといふことになつて、やはり無理があるんじやなかろうか。文部省の定員を減らすとすれば、学制改革そのものに検討を加えるのでないといふことは、本質的な問題に皆ぶつかつてしまつて、その問題の解決ができないと、或る目安を置いたところでぐつと数字を詰めて来るといふことがなか／＼できないといふやうなことで、結局非常に姑息的な整理のやうになつてしまつたといふのが現状でございます。

○堀木三三君 よくわかりますが、我々が常識で考えて納得できないのは、戦前の行政と違つて地方自治の行政の範囲が非常に多くなつた。だから

地方の職員というものは非常に殖えた。それから戦争中統制経済をやつたために職員が非常に殖えた。で、而も場合によれば占領政策の便宜からいろいろなものも殖えて来ておる。そうして而もあなたのほうは比較的自由主義経済を考へておられる。そうするとこれは何といひますか、国家機関で殖えて、地方自治機関で殖えて、而もそれが戦争で負けてみんなが生活に困つて、税金の高さに嘆いておるというふうな状態から考へると、ともかくも一つ一つのことは非常に納得ができるにしても、そういうふうな納得できない現象がそのまま国家的に存続されるというところは、これはどうもどう考へたつておかしい話で、行政管理局長官をしておられる塚田さんがやろうと思つても、その万人のおかしいなと思つて、これは恐らくまあ国会だつて、そう言へばこの定員を減らすと言つて、いや減らしちゃ困るという国会議員も出て来るでしようし、或いは職員の中でいろいろな抵抗も出て来る。一つ／＼理窟をつければ、それらは必要だというふうな言い／＼なことが言い得ると思ふのです。ところが全体が納得できない状態にすべての枠があるというところだけは確かだと思ふのです。そうするとそういう問題の解決と努力される方向がはつきりしないとこれはもう比較論になつて来やう。どつちが大切なんだという個々の問題が入つて来れば入つて来る。整理というのはいや、まあ何といひますか、一遍にその状態が変革できるとは考へられない。少くともそういう万人が納得しない現象が今日の現象として、そのこと自体、そ

れを許しておくこと自体がおかしいんじゃないか、こういうふうには考へる。そこでそういう問題についてのまあ大掃除的な考へ方は、そういうふうな熱情がない。本来、まあともかくもこの程度毎年殖えて行くから掃除をするといふふうで、而も掃除をするところの納屋や、何といひか、そういう物置みたいなものがど／＼内閣の機構にあつちや掃除する場所が多くなるだけのことだ。そういう意味で実は塚田さんの御見識のほどを、ただ漫談でなく、漫談と言つちや申訳ないけれども、少くともこの仕事にお当りになつたのだから、そういう問題についての見識といふふうなものを私は聞かして頂きたいといふふうな気がしておるのですよ。

○国務大臣(塚田十一郎君) 実は私も同じ考へ方、このことに當つておつたし、當つておるわけでありまして、整理に當つて見ると抵抗が非常に激しい。殊に部局によつて最も激しく抵抗の出て来る所もあるでありますけれども、併し私は全体論として、いつもそれは言つてもどこにも無駄がないという考へ方は、国民も納得しないし、自分も納得しない、どこかに無駄があるからそれをつつ探し出すということに協力してもらいたいということ、各省に強く要請をしておるわけであり

ます。ただ感じが非常に違ひますのは、私は総理が煤掃きをする感じだと言われましたのは、放つておくとだんだん殖えて行くことだけではないに、或る目標を頭において、理想といふことになりまして、そこに到達する途は、一つは、さつき申上げたやうに事務の国家行政のやり方を変へると

いうことと、それから仮に同じ仕事を同じやうにやるにしても、たとえ今無駄があるといつても、一度にはやはり現実に生きてゐるものはそこまで持つて行きにくいものだといふことを今度整理をして見て自分で感じたのでありまして、或る目標に到達するためにやはり逐次やつて行く、まさに私は御指摘の通りに感じますことは、丁度私よく申すのでありますけれども、乾いてる手拭を一度濡らしますと、幾ら絞つても乾いた状態は絞るだけでは出て来ない。やはり手拭の中に入つておるしめりといふものは、絞るだけでは出て来ない。併しそれを絞つて乾いた状態まで持つて行こうという努力がここの行政整理の努力と同じものだといふ感じをしておる。やはり逐次繰返して必要な努力を重ねて行くということ

が、もう一つ行政整理を最終的に効果あらしめる一つの方法じやないだらうか。私はそういう意味において毎年、毎年やるということも恐らくできかねると思ひますが、とき／＼やつて縮めて行くという方法の一つとして役立つ方法じやないだらうかと、こういうふう

から国家の全体の産業から見ても、或いはその富の程度から見ても、これはこの程度にしないやうなやうな問題が出て来て、初めて決心がつく問題だと思ふのです。みんな理由はあつて、まあみんな大臣がいて無駄な仕事をさせておるとは思ひません。どれもこれも或る程度の存在理由がある。だから無駄といふ意味ならば、結局絶対的に考へられた無駄、ないほうがいいといふふうなものは絶対あり得ない。ただ今申上げたやうな全体としての比較考量からこの程度に圧縮する、そういう考へ方がきまつて来て、その中でいろいろな行政整理の方針が立つ、こういうふうには私は考へておるだけなんです、議論をするつもりもありませんし、実は自分としても余り研究が十分つていないものでありますから、ただどういふふうにお考へになつたかといふことを伺へばそれでいいんですが、まあ私の考へ方はさうだといふことを申添へておく程度にいたします。

○石原幹市郎君 先ほど井野委員から御質問のあつたところなんです、附則の第十、第九のところは、これは「昭和三十年六月三十日まで」の間にありますから、これはまあいいと思ふのですが、第十のは、本年の六月三十日までの間にやらなければならぬのでありますから、先ほど大臣は大蔵省と予算の關係なんかで折衝しておると言われましたが、これは如何なる關係がありましようとも、ちよつと六月三十日では期間がえらい短いんじゃないか。これはどうしても修正をしなければならぬと思ふのでありますが、もう一回お考へを聞かして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは殊に私が郵政大臣の立場として、この法案が法律になりました場合に、郵政省として整理をしなければならぬ予定数といふものは約三千名ちよつと残つておるわけでありまして、そして全国に互ひまして特定局まで行きますからして、非常に広い地域にこれだけ大きな人間の整理といふものを、大體行政整理自体はどこでも無理なものなのであります。その無理をこの短期間にやるというところは非常に無理を更に重ねるということになつて好ましくないといふやうに考へておりました。郵政大臣といひましては大蔵省の了解を得て是非ともこれは少くとももう十五日くらいは延ばしてやらう、最小限に延ばしてやらうといふ希望を持つておるわけでありまして。

○石原幹市郎君 この法案審議中にこの問題をやらにやらんわけでありまして、まだ大蔵省と話し合ひがつかないのですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 只今特に關係のある私のところ、それから農林省あたりの事務当局が大蔵省とどこでやつておりますか、どこかで折衝しておると思ひますから、もう間もなく結論を得て来るのではなからうかと思ひます。

○石原幹市郎君 それからこれは衆議院のほうでも論議されたやうであります、待命に關するいろいろの便宜は二十九年度だけということになつておりますが、三十年度でもやはりこういう問題が残るという場合もあり得ると我々も考へるのであります、三十年度についても同じやうな考へをとられるのか。又そういう考へをとる

場合には大臣の考えであるのか。或いは法的措置をやつぱりやらにやならんのか。そこらのところをもう一遍聞かして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) いづ／＼な理由があつてこのように本年限りという事になつておりますけれども、来年度において整理されるものについて、本年度において整理されるものと同じような事情ありと考へられるものがありますれば、当然これは同じような恩典、同じような措置というものを考へなければならぬと考へております。その場合には勿論来年度においても法的措置をしなければならぬと、こゝ考へております。

○石原幹市郎君 それからこれは午前中郵政委員長からもい／＼お話が出たのであります。この末端の特定郵便局など、どうも地方の実情を見ますと、非常に少いじやないかという感じがするものであります。大体無集配局が集配局にして欲しいという希望が非常にたくさん出ております。それから又全然ないところ或いは簡易郵便局あたりを無集配の郵便局にしてくれというところもこれは非常に多いのであります。とさきで中央でい／＼機構がいじられて変な機構ができたりますのであります。そのうちを我々は余り歓迎しない。地方の末端のサービスといひます。この点はいふまでもなく考へてもらひにやならぬと思ひますが、行政管理局長官はみずから郵政大臣を兼ねておられますので、そういう点のみずから示すというやうな意味で、却つて遠慮し過ぎておられるのじやないかと思ひますが、中央その

他の機構を根本的に改革して人員も減らして能率化するという事は我々非常に賛成なものであります。末端サービス行政まで国民に不便をかけるというやうなことは相当考へてもらはねばならぬと思ひます。公平な立場からどういふ考へに立つておられるか、御所見をもう一回聞かしてもらひたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは私は郵政大臣兼行政管理局長官でありますから、そのために非常に郵便局の新設をしつておるというやうな考へ方はいたしてありませんのであります。むしろ私も御意見の通りこれはサービス官庁でありますからして、成るべく国民のために便宜なやうにして、成ることを絶えず考へながら善処いたしておるのであります。ただ午前にもちよつと申し上げましたやうに、各地から非常に多数の新らしい局の設置の要望といふものが出ておりますのであります。が、勿論どういふ事業の性質でありますからか、百パーセント採算ということ考へるべきじやないということも十分承知をいたしておりますけれども、余り僅かな業務量のところにもさういふものを作るといふわけにはやはり参りませんのであります。或る標準といふものを置まして、その標準に合致する程度まで環境が整つておりますものは成るべく郵便局を新設すると、こゝいうことになつております。又或るものは昇格をする、これも先ほど申し上げたのであります。そこまでは行かないで、まあ特殊の人があつて自分でやつてやういふやうなものがあつた所には簡易郵便局といふものを取りあへず設けて、最小限の郵便事務をそこでやらしておる。そ

れでそれが将来伸びて参りましたとき、或る程度の条件によつて特定局に取上げるといふやうな、この予算の上からも、定員の上からも、非常な窮屈な中からも、国民のそつと面々の要望に對しては最大限にお応えするやうに努力をいたしておるわけでありま

○竹下豐次君 待命制度の適用について、先ほど石原さんから御尋ねがありましたが、今議題になつております定員法の改正案に二年計画、三年計画、四年計画と、一番遅いのが昭和三十三年の六月三十日というやうになつておるやうであります。そういう年度割になつておる分については、今年と同様に来年、再来年、その次までもやはり待命制度の恩典にあずかるやうになつていないという大變不公平になつて、こゝういふやうに思われます。ところが又来年、再来年その次というやうに、順次に新たな行政整理がこの法案と關係なしにやつぱりされること考へられるが、同じ年に、例へばこの法案による来年待命制度と同じやうなものを適用する、来年又新しい行政整理がある。来年のそのときにおける社会状態といふものは同じわけなんです。こゝういふ点から考へるといふと、新たに行政整理を来年、再来年お始めになる、おやりになるというに、やはり今度と同じやうなことにやつて行かないや不公平が起るのじやないか、こゝういふに考へられるのです。それが、それはどういふに考へられるのですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) まあ今新らしく又行政整理のどういふことは考へておるわけではないのであります。が、御指摘のやうに、仮にこゝういふとがあるといひますれば、公平という観点からやはり新らしく行われる行政整理についても、殊に今次の行政整理のものが一部分来年以降に渡つておる、それに対して待命制度が適用されるということになれば、やはり当然これは公平觀念の上からもそれらのものについて待命という措置を考へなければならぬと、こゝういふに今考へております。

○國務大臣(塚田十一郎君) その通りでございます。

○野本品吉君 ちよつとお伺ひいたしませうけれども、今度の行政整理で、整理の数を占めておるのは、計画といひましては警察關係の三万人ということになるわけですね。今度警察法が修正されて大都市が警察が暫らく現状のままでおるといふことになつて、この整理件数の三万といふのはどういふ数字になりますか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、警察職員三万名の整理は四年間にこれを進行予定になつておりますので、このたびの警察法の改正によりまして、最初の一年間は五大市におきましては従来通りの制度を存続いたすといひました。四年間のうちにこの三万名の整理はこれを最初の計画通り実施し得られる見込でございます。

○野本品吉君 私のお伺ひしますのは、現実に昭和二十九年において、この間修正された警察關係の法律が実施されるとして、どれくらい二十九年度で減る見込であるかということをお伺ひいたします。

○政府委員(岡部史郎君) 三万名の整理の四年間におきまして、二十九年におきましては一万名、三十年におきましては七千五百名、三十二年におきましては五千名、こゝういふ計画でございます。その計画を変更しないで見込でございます。

○野本品吉君 二十九年の一万名といふ中には、整理される予定であつて、而も今度の法律によつて当分の間

そのままあります数が相当額ですね。
○政府委員（岡部史郎君） お説の通りです。

○野本品吉君　それでおそれに関連してお伺いしたいのですが、まあ地方の小さな都市等の自治体警察のものが、今度の警察職員の整理が自治体警察にしわ寄せをされるのではないかと、いうことを非常に恐れておる。この整理の基準等につきましては、どんなふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(岡部史郎君) お答へ申し上げますが、要するにこのたびの整理の案の考え方と申しますのは、現在自治警、国警合せまして十六万七千余の職員のうち、警察庁に残ります七千五百人を除きましてそれ全体を、その残りのものを都道府県警察職員といたしまして、その中から四年間に三万名を整理する。都道府県一本になりまして、その中から年次計画によつて整理して行くということになっておりますので、国警、現在の国警、自治警を通じて同じ基準によつて中でやつて行く予定になっております。

○野本品吉君 これももう新聞等でも書かれておるのですが、国警、従来の「国警と自治警を一緒にしてやつて行く」ということですが、待遇の非常な開きとか、自治警の職員が著しく待遇がよろしい、その待遇の調整の問題については、どんなふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(塚田十二郎君) これは警察法のほうに一応、高いものがそのまま移つたから低くなるということでは非常に混乱が起るであらうからして、或る程度手当を出しまして、そうして今までの給料を維持して行く。今までで

の給料の水準を継続して行く。そうして逐次昇給が何かの機会にだん／＼と調和がとれるようになるまでその状態で續けて行くということになっておりまして、従つて警察制度の改正に伴う財政計画を策定いたします場合にも、計画の上にその面の数字の必要額の計上をいたしておるわけであります。

○野本 品吉君 それから市町村等の警察職員が、統合される前に退職されるものが相当あると思うのです。そういう場合に、町村としましては、これは私の常識から考えますという、退職手当と申しますか、その他いろいろの市町村の負担というものが起つて来るわけであろうと思うのですが、それら

については市町村の財政その他の事情から見まして、相当考えさせられるように思うのですが、それはどうですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはこの全体の計画といたしましては、地方財政計画の上で整理によつて必要でなくなつた、つまり整理による経費の点と、それから仕事をおやめになる退職

金その他の経費の増等が調整がとれるように財政計画をきめるわけです。ただ個々の町村になると、特殊な御指摘のようなものも出て参るということも考えられますので、特にその事情が多くなつて来るという現実の事態の発生します場合には、特別交付税制度によつて適当に措置をして参りたい、こう考えております。

○野本品吉君　そうしますと今の町村の財政計画、警察の整理統合の結果生じて来ます町村の財政計画に及ぼす影響については、個々の町村に対して、国として相当面倒を見てやる用意があるということでありますか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 全体としては、財政計画の上では大体の見通しは経費減、経費が要らなくなる部分と、新しく必要部分と大体同じくらいいふ数字で行くだろうということで、今年度はそういう減員があるにかかわらず、その面の経費減は、予算の財政計画の上には出しませんで、同じだけの数字を見込んで見ておるわけでありす。ただまあ現実にはそれが各村、町にどういう実態になつて現われるかということになる、全体計画によつて見て行くわけには行かないことになりすので、これは特別交付税で雇用する、こういう形になつております。

○竹下慶次君 警察官の減員の問題に

ついで、先ほどお答えもありました
が、よく了解できませんでしたが、
念のためにお伺いいたします。四年計
画、初年度が一万ということになりま
すが、それはあなたのほうの原案通り
に行けばそれでいい。一年自治体警察
がそのままに残されるということにな
る。

ります」といふ。その關係で一万名の減員は、本年度の減員というものはどういふことになり得るか。自治体をそのままにして、或いは四年計画を三年間にして、或いは四年計画を三年間にまとめてやめるといふことになるのか。それとも自治体警察は残すけれども、その一万名はやはり整理するといふことになり得るか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申上

察職員三万は四年計画でやりまして、初年度に一万名を整理するということは、勿論五大都市の警察も都道府県警も一本にするという前提でございますから、その計画が窮屈に、若干窮屈に

なつただろ、といふことは、これは想像できるわけでありませう。事実窮屈になつておると思ふのでありますが、ただ御承知の通り、町村が自治体警察を維持しなくなるにつれて、それが国警のほうに分配されて参ります。職員が次第に殖えておまして、今年の一月一日現在でも一万八千九百九十六名といふ職員が国警のほうにたまつておるような状態であります。これらの職員につきましては、やはり相当整理の余地の大きいものがありますので、全体といたしまして初年度におきまする一万名を、その計画を狂わせないで、整理することは今のところは不可能である、こゝろ見込んでおります。

○竹下豊次君　ただ一万名を今年中に減らされるというその一万名の内訳を想像して見るといふとですね、五大都市が相当に大きな部分を占めておる。それが一年延びるということになると、ほかのしわ寄せが余り無理が行くのでじやないかという疑問が持たれるのです。それは心配ありませんか。

○政府委員(岡部史郎君) 只今申上げました通り若干竊疑にはなつておりますが、国營のほうにおきましてもするが、特別待命者も各府県に計画通り割当てております。それから申上げましたこの定員法以外の職員の一万九千名というものもございます。それからこれは五大都市におきましても一年間の存続期間におきまして、整理縮小す

あるというふうなことになっております。

○竹下豊次君　ただ私余りしわ寄せが来ますというとき、定員不足のために治

安その他のことに影響するのではないかと、ということをお心配しているのです。大体お話わかりました。

○野本品吉君 私は今竹下さんのおつしやつた通り、予定通り一万近いものを整理するというと、どこかにそれが響いて来る、その響いて来た結果が警察の機能の十全を期する上に欠陥を牛ずるのではないかというような気がするのでお伺いしたわけです。更にこれは少し根本の問題になって来るので、私はは前から家田大臣が法令の整

理、法令の整理を通して事務の整理、事務の整理を通して機構の改革、機構の改革に伴う人員整理と極めて合理的の改革に一貫した方針で臨まれ、又その方針

大の現況に随分御苦悩なさったことを、大體知っておりますので、この点に於いては敬意を表しておるのですが、そういう途上でその仕事が非常に大事業であるという理由、大事業であるだけに極めて困難であるという理由の下に、臨時行政改革本部というものが、私は設置されたものと考えておるのですが、

それは間違ひありませんでうか
 ○國務大臣(塚田十一郎君) その通り
 でございます。それと併せて各省に互
 る内閣としての一種の総合的な事務で
 ありますので、やはり行政管理局と
 いう官庁がそれに当るよりも、何らか
 内閣にそういう総合的なものを置いた
 ほうがいいだろうという考慮も含めて
 ああいうものを設置いたしたわけであ
 ります。

○野本品吉君　そこでそういう合理的な行政整理というものを強力に推進するために設けられた臨時行政改革本部というものが、すでに一年近い月子を経過しておりますが、何をしたかという

ことを意地悪いようですがお伺いしたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはま

あ行政改革本部は構成員から御判断頂
きましてもおわかりのように、結局行
政管理庁が事務的に考えましたものを
以てあそこで判断をして頂く、又各省
にいろいろ御意見があるものは、あ
そこで調整をして頂くということにな
っておりますので、結局あそこで御審
議願う段階になるまでは行政管理庁が
案を作つてやるということ、この案
ができますまでの最終的な判断を皆あ
そこでやつて頂いたわけでありませ
う。今は一応当面の事案はここに法案にな
つて出ておりますし、又機構の部面は
もう少し本格的に考え直さなければな
らないと思つておりますから、国会で
も終ればということで、現在は改革本
部の一応活動を中止しておるといふ状
態でございます。

○野本品吉君 私はこの非常に期待を
かけられた臨時行政改革本部が真剣に
終始苦心され、努力されておつた行政管
理庁長官にとつては、極めて厄介な身
であつたろうと想像するわけでありま
す。従つて今その業務を停止しておる
ということならば、こういう鬼面人を
驚かすようなものはお早くなくして、
そうして早く管理庁長官の責任におい
てぐんぐ進められるように考えられ
たほうがよろしいのではないかと思つ
ておるのですが、これはどうでござい
ましようか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 決してこ
れはそういう形ではなく非常によくま
とめて頂いた大事な機関でありますの
で、仮に今後私がやつて行くといいたし
ましても、やはり改革本部でたくさん

の人の智慧で力を借りてやればいいの
ではないかと、こういうふうに考えて
おります。

○野本品吉君 まあそれだけ……。

○理事(長島銀藏君) 他に御発言はご
さいませんか。他に御発言がなけれ
ば、質疑は尽きたものと認めて御異議
はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長島銀藏君) 御異議ないもの
と認めます。よつてこれより討論に入
ります。御意見のおありのかたは、そ
れぞれ賛否を明らかにしてお述べ願
います。なお修正意見がございましたら
討論中にお述べ願います。

○堀本健三君 ちよつと議事進行。法
案の施行日について直さなければなら
ん。それをしてにおいて討論採決する
のですか。そんなおかしい話はない。
○理事(長島銀藏君) ちよつと速記を
とめて。

午後三時二十五分速記中止

午後三時四十五分速記開始

○理事(長島銀藏君) 速記をつけて。

それでは本案に関する討論採決は次
回に譲ることにいたしたいと存します
が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長島銀藏君) それでは御異議
ないものと認めまして、さよう決定
いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和二十九年六月二十九日印刷

昭和二十九年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局